

砂第218-5号
平成28年6月10日

群馬土地家屋調査士会長 様

群馬県県土整備部砂防課長 小林 功



建築課長 石山 勇吉



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

このことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成18年11月28日群馬県告示第690号、平成19年10月30日群馬県告示第358号、平成20年1月25日群馬県告示第21号及び平成25年3月26日群馬県告示第146号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の一部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。

記

1 指定解除区域

市町村	大字	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	告示番号等
中之条町	四万他14地区	97	89	平成28年6月10日 群馬県告示第185号

2 指定区域

市町村	大字	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	告示番号等
中之条町	四万他14地区	95	89	平成28年6月10日 群馬県告示第186号

3 公示事項を記載した図書
別添のとおり

4 規制の概要

- (1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制
- (2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限
- (3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制
- (4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明



5 各規制等の担当機関

(1) 土砂災害防止法関係

(同法全般、特定開発行為) 群馬県県土整備部 砂防課砂防管理係

(中之条町の指定区域) 群馬県中之条土木事務所 企画調査係、施設管理係
(0279-75-3047)

(2) 都市計画法及び建築基準法関係

(県内全般) 群馬県県土整備部 建築住宅課審査指導係、開発係

(中之条町の指定区域) 群馬県中之条土木事務所 建築係 (0279-75-3047)

担当：砂 防 課 砂防管理係 岡田
027-226-3631
建 築 課 審査指導係 岩崎
027-226-3703
開発係 吉田
027-226-3704